平成24年度は、平成17年改正給与法に基づく新俸給制度の適用状況及び諸手当の認定等に重点を置いて609機関を対象として実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の指示その他必要な指導を行った。

2　健康安全管理状況監査

各府省における職員の健康安全に関する法規の遵守状況を把握し、その結果、改善が必要な場合には、その是正の指示と改善結果の確認を行うことを目的に、健康安全管理状況監査を毎年実施している。

平成24年度は、有害物質を扱う業務、設備等を多く保有する機関等を中心に56機関を対象として実施した。

監査の結果、重大な健康障害や災害に直結するような誤り等は認められなかったものの、健康安全管理体制の不備のほか、特別定期健康診断等が規則に基づき適切に実施されていないことなどが認められたので、その是正の指示と改善結果の確認を行った。

3　災害補償実施状況監査

職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の迅速かつ公正な実施と適正な福祉事業の実施を確保することを目的に、災害補償実施状況監査を毎年実施している。

平成24年度は、平成22年４月１日以降に行われた公務上の災害又は通勤による災害の認定並びにこれらの災害に係る補償及び福祉事業の実施状況を中心に18機関を対象として実施した。

監査の結果、全体的にはおおむね良好に処理されていると認められたものの、一部に法規の理解不足等に起因する誤りが認められたので、その是正の指示その他必要な指導を行った。

第８節　服務及び懲戒

国公法第96条第１項は、服務の根本基準として、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定している。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限、私企業からの隔離などの職員に対する服務上の制限を課している。また、服務規律保持のために、非違行為に対する懲戒制度が設けられている。

職員に服務義務違反が生じた場合の対応については、速やかにその事実関係を十分把握した上で懲戒処分を行うなど、任命権者において厳正に対処するとともに、人事院としても各府省等に対し、従来より種々の機会を通じて、服務規律の保持と再発防止策の実施について徹底を図っている。

1　服務

職員の服務については、制度の周知徹底や運用の改善等を図るため、平成24年度においても、各府省等に対し、非行事件の発生原因、事後の是正措置等に関する実地調査を行った。さらに、日常の具体的事例に関する照会回答等の機会を通じて、適切な処理についての指導を行った。

また、制度の趣旨を徹底させるため、本府省及び地方支分部局等の人事担当者を対象に服務及び懲戒制度の説明会を実施しており、平成24年度においても、人事院の本院（参加者70人）及び全国９か所（参加者533人）で開催し、制度の周知徹底を図った。

2　懲戒

⑴　懲戒制度の概要及び懲戒処分に関する指導等

各府省等の任命権者は、職員が、①国公法若しくは倫理法又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、当該職員に対し、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされている（国公法第82条第１項）。その具体的手続は、国公法及び規則12―０（職員の懲戒）に定められている。

任命権者が懲戒処分を行うときは、職員に処分説明書を交付することとされている。人事院は各府省等よりその写しの提出を受けて、毎年の懲戒処分の状況を把握・公表するとともに、必要に応じ各府省等に対し指導を行うなど、懲戒制度の厳正な運用について徹底を図っている。

⑵　懲戒処分の状況

平成24年に懲戒処分を受けた職員総数は383人（免職22人、停職61人、減給174人、戒告126人）であり、前年と同数である。

処分数を府省等別にみると、法務省が最も多く、次いで国土交通省、厚生労働省の順になっている。また、処分の事由別にみると、公務外非行関係、通常業務処理関係（業務処理不適正、報告怠慢等）、一般服務関係（欠勤、勤務態度不良等）の順に多くなっている。

平成24年中において、懲戒処分を行った事例としては、以下のようなものがあった。

○　広島刑務所で発生した逃走事故に係る業務処理不適正事案

広島刑務所で発生した受刑者の逃走事故に関し、施設警備・保安設備の状態を不十分なまま漫然と継続させたこと、受刑者の戒護に適正を欠いたこと及び受刑者逃走に関する近隣住民への情報提供が遅延したことについて、前刑務所長を含む12人（うち５人は監督責任も含む。）に対して減給処分が行われた。

○　人事院の実施した国家公務員採用試験における得点処理の過誤事案

平成24年６月に最終合格者の発表を行った国家公務員総合職試験大卒程度試験において、第２次試験（筆記）の試験種目の一つである政策論文試験の得点処理に誤りがあり、これにより本来合格とすべきところ不合格となった受験者が44人発生した事案に関し、得点処理が基準に沿って正しく行われていることの検証が不十分であったこと等について、人事院の担当局長ら５人に対して懲戒処分（減給２人、戒告３人）が行われた。

○　神奈川労働局横浜公共職業安定所職員による情報漏えい事案

神奈川労働局横浜公共職業安定所の期間業務職員が、雇用保険被保険者に関する個人情報を外部に漏えいし、報酬を得ていたとして、当該職員に対して免職処分が行われ、管理監督責任として前横浜公共職業安定所長ら２人に対して戒告処分が行われた。

各任命権者は、懲戒処分が行われるべき事件が刑事裁判所に係属している間においても、人事院の承認を経て（職員が、公判廷における供述等により、懲戒処分の対象とする事実で公訴事実に該当するものがあることを認めている場合には、人事院の承認があったものとして取り扱うことができる。）、適宜、懲戒処分を行うことができることとされている。この手続により、平成24年においては、８府省等で15人（免職13人、停職１人、減給１人）に対して懲戒処分が行われた。

3　兼業

⑴　営利企業の役員等との兼業

国公法第103条並びに規則14―17（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）、規則14―18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）及び規則14―19（研究職員の株式会社の監査役との兼業）により、研究職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、営利企業の役員等の職を兼ねることができるとされているが、平成24年において、所轄庁の長等が新たに承認をしたという人事院への報告はなかった。

⑵　自営に係る兼業

国公法第103条及び規則14―８（営利企業の役員等との兼業）により、職員は、所轄庁の長等の承認があった場合は、自ら営利企業を営むことができるとされている。所轄庁の長等が承認したとして、各府省等から人事院に報告のあった承認件数の合計は、平成24年は148件であった。自営に係る兼業の主な内容は、マンション・アパートの経営、駐車場及び土地の賃貸などである。

⑶　株式所有による経営参加の報告

国公法第103条及び規則14―21（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）により、職員は、株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合は、所轄庁の長等を経由して人事院に報告し、人事院が職務遂行上適当でないと認める場合は、その旨を当該職員に通知すること等が定められている。平成24年において、当該報告はなかった。